

2 章 生活・暮らし

2-1 誰もが健康的に暮らし、生涯活躍できるまち

2-2 生活しやすく住みよいまち



さっぽろテレビ塔

2-1 誰もが健康的に暮らし、生涯活躍できるまち

2-1-1 総合的な健康づくりの推進

市民一人ひとりが積極的に自主的な健康づくりを実践できるよう、各種健康づくり事業を実施している。

(1) 健康さっぽろ21（第三次）

「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現」を基本理念とした、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第三次）」を推進する。

(2) 住民主体の健康づくり活動支援

住民主体の健康づくり活動の活性化を目的に、地域の自主活動グループ等への健康づくりサポーターの派遣や健康づくり活動を担う人材の養成、ネットワーク化に向けた研修や活動支援を実施している。

(3) 健康づくりを支える環境整備

幅広い年代が健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングマップや健康測定機材の整備、企業・関係機関等と連携した啓発媒体・ネットワークの活用を通し、環境整備を実施している。

(4) 健康づくりセンター

市民の自主的な健康づくり活動の拠点として、昭和62年4月に東健康づくりセンター、平成5年9月に中央健康づくりセンター、さらに12年12月に本市3館目の西健康づくりセンターを開設している。

平成26年4月からは、事業を見直し、生活習慣病発症・重症化予防対象者や要支援・要介護認定者・障がいのある方を特に重視すべき対象者として特定し、これらの方への健康づくりの支援を強化している。

(5) 食育・食生活改善事業

ウェルネスの概念を踏まえ、「健康さっぽろ21（第三次）」及び「第4次札幌市食育推進計画」に基づき、市民の食生活改善を通じた健康づくりの取組を進めている。

また、関係部局・関係団体や教育関係者、食関連企業等との食育ネットワークを活用し、連携して食育に取り組んでいる。

市民の健康づくりに必要な食生活の情報提供や特定給食施設等における栄養管理に関する支援、適正な栄養成分表示の促進等、食を通じた社会環境整備に努めている。

(6) 健康教育

保健センターでは、生活習慣病予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施している。また、札幌市医師会、歯科医師会、薬剤師会との共催により、市民健康教育や家庭医学講座（医師会のみ）を開催している。

(7) 住民集団健康診査

疾病の予防と早期発見を目的として、札幌市国民健康保険の特定健康診査、後期高齢者の健康診査、肺がん検診、結核住民健診、肝炎ウイルス検診を市内の地区会館や区民センターなどで実施している。

(8) 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と、自身の肝炎ウイルス感染状況を確認することを目的として、今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない市民を対象にB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を実施している。

(9) がん検診

がんを早期に発見し治療に結びつけることにより、治癒する割合を高くし、市民の健康保持に資することを目的として実施している。

(10) 歯周疾患検診

歯周疾患を予防、早期発見し、口腔保健の向上を図ることを目的に、満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民を対象に問診、口腔内診査を実施している。

(11) 受動喫煙対策

受動喫煙防止を市民運動として広めることを目的とした「さっぽろ受動喫煙防止宣言」に基づく事業として、市民・事業者に対する普及啓発や飲食店における標識調査等を実施している。

2-1-2

第3次札幌市生涯学習推進構想

平成29年3月に、生涯学習の基本的な考え方と方向性を示し、総合的・計画的・体系的に生涯学習関連施策を進めていくことを目的として、今後おおそ10年の生涯学習推進の指針となる「第3次札幌市生涯学習推進構想」を策定した。この構想では、目指すまちの姿を「市民の学びとつながりが豊かな未来を築くまち さっぽろ」としており、その実現に向け、「学びを生かして未来を創造する人づくり」「学びで育むつながりづくり」「学びを支える環境づくり」という3つの基本施策をもとに今後の生涯学習を推進していくこととしている。

2-1-3 生涯学習センター

市民の生涯学習を幅広く支援するための拠点施設として、平成12年8月、「札幌市生涯学習センター」をオープンした。同センターは、436席のホール、各種研修室、メディアプラザ等の施設を備え、さまざまな学習活動に対応できる機能を有している。また、「さっぽろ市民カレッジ」の実施、人材育成、生涯学習関連情報の提供、市民活動支援を行っている。

HP <https://chieria.slp.or.jp/>

生涯学習センター利用状況

各年度中

室名	利用人数(人)		
	R4	R5	R6
ホール	117,903	135,465	155,845
音楽スタジオ1・2	7,704	9,127	11,311
演劇スタジオ1・2	18,267	20,264	23,286
サークル活動室1～5	29,394	33,534	34,607
大研修室	24,251	30,974	33,093
中研修室1・2	34,998	44,195	42,705
研修室1～6	40,393	54,829	60,404
講堂	49,634	63,786	72,110
その他	19,880	20,656	23,704
利用人数合計	342,424	412,830	457,065
利用件数	11,090	12,578	13,256

<資料> 教育委員会総務部

2-1-4

さっぽろ市民カレッジ

生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応するため、「市民活動系」、「産業・ビジネス系」、「文化・教養系」の3分野からなる高度で継続的かつ体系的な学習機会である「さっぽろ市民カレッジ」を提供している。

また、地域における学習機会の提供として、市民自らが講座を企画・運営する「ご近所先生企画講座」のほか、市立札幌大通高校を会場に、高校生と市民が共に学びあう「学社融合講座」を開講するなど、令和6年度には全207講座を実施した。

HP <https://chieria.slp.or.jp/seminar/>

2-1-5 図書館

昭和25年5月に時計台で「市立札幌図書館」として蔵書13,000冊でスタートした札幌市中央図書館は、現在、図書施設47カ所、蔵書271万冊となっている。図書館では、運営やサービスの基本的な考え方・方向性を示す「第2次図書館ビジョン」と、子どもが自主的に楽しく読書し、読書活動を通じて生きる力を育むための施策を示す「第3次子どもの読書活動推進計画」を策定し、図書館サービスの質の向上に取り組んできた。

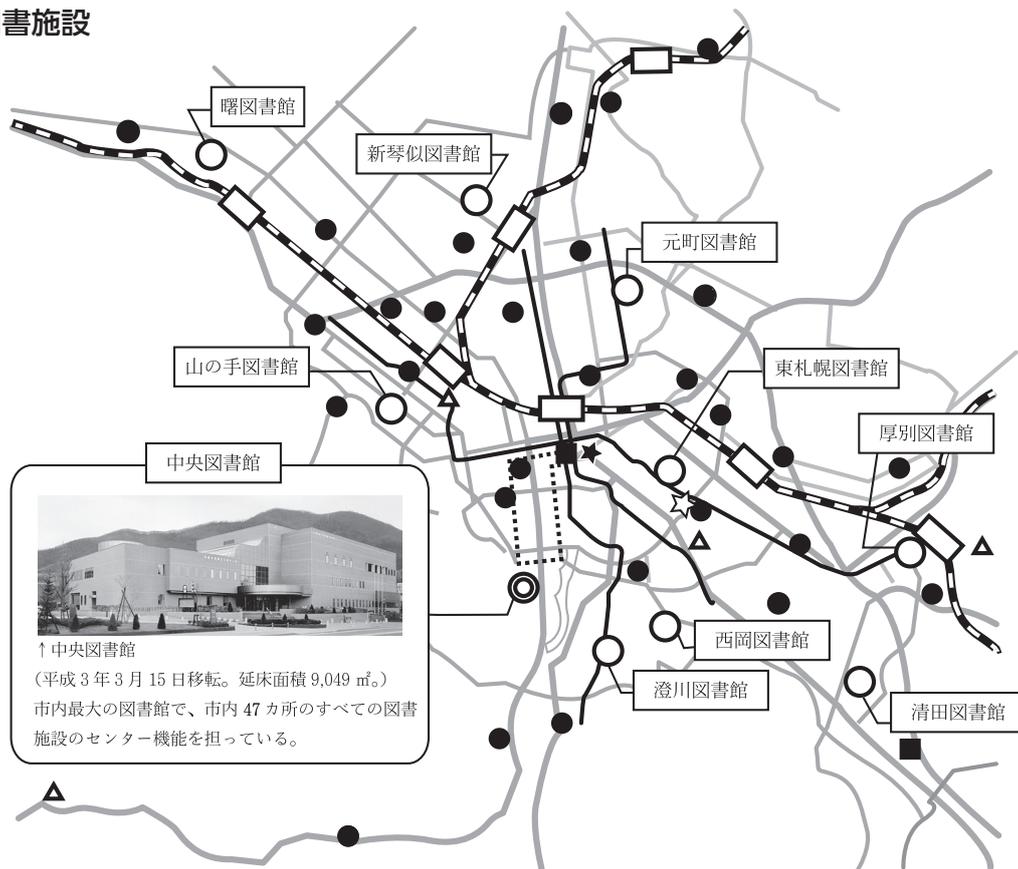
平成26年4月には、電子書籍の閲覧コーナー等を新たに設置し、同年10月には電子書籍の貸出サービスも開始した。

また、平成28年11月には、「札幌市えほん図書館」を開館した。この図書館は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の読書のきっかけづくりを目的に、①多くの絵本に囲まれ、幼児が読書(本)を楽しみ、学べる場、②幼児の読書活動・読書活動を通じて子育てにかかわる人を支援する場として整備したものである。

さらに、平成30年10月に都心に集うビジネスパーソンや市民、来訪者に調査相談サービスや札幌の魅力に関する情報、交流を促進する空間を提供し、市民の仕事やくらしの課題を解決する課題解決型図書館として「札幌市図書・情報館」を開館した。

令和4年5月には「第2次図書館ビジョン」と「第3次子どもの読書活動推進計画」を引継ぎ、市民の読書環境の充実を図り、読書活動を支援するとともに、将来にわたって持続可能な図書館サービスの充実を目指す「さっぽろ読書・図書館プラン2022」を策定した。

札幌市の図書施設



◎ 中央図書館 (蔵書約 92 万冊)	全市の図書施設の蔵書 (約 271 万冊) どの施設でも貸出・返却可能。 ※図書・情報館の蔵書は、貸出不可。 市内に住んでいる方・市内に通勤通学している方が利用可能。 貸出期間は14日間、図書10冊・視聴覚資料2点まで。 電子書籍の貸出期間は7日間、3点まで。 ※数値は令和6年度末現在。蔵書冊数には視聴覚資料を含む。 ※▲は図書コーナー等 (4 施設)。 電算化されていないため、その施設の蔵書のみ貸出・返却できる。
○ 地区図書館 (9 館、1 館あたりの蔵書約 8.2 万冊)	
● 区民・地区センター等図書室 (29 施設、1 施設あたりの蔵書約 3.3 万冊)	
■ 図書カウンター (2 施設、蔵書なし)	
☆ えほん図書館 (蔵書約 2.9 万冊)	
★ 図書・情報館 (蔵書約 4.2 万冊)	

図書施設における統計推移 (蔵書冊数、貸出冊数、登録者数)

各年度中

	蔵書冊数 (冊)	貸出冊数 (冊)	登録者数 (人)
令和元年度	2,717,473 (883,866)	5,347,045 (1,069,732)	333,230 (67,493)
2 年度	2,727,842 (893,863)	4,813,960 (958,807)	317,486 (62,604)
3 年度	2,735,190 (901,070)	4,361,488 (873,441)	303,833 (62,014)
4 年度	2,723,604 (907,035)	5,474,613 (1,049,670)	287,991 (56,679)
5 年度	2,712,462 (915,203)	5,304,941 (1,015,489)	279,273 (53,955)
6 年度	2,705,843 (922,397)	5,263,003 (1,012,704)	284,608 (53,965)

注：() 内は中央図書館

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshokan/>

や講座が開催されているほか、サークル活動の拠点として利用されている。

2-1-6 札幌市月寒公民館

札幌市月寒公民館は、旧豊平町との合併により引継いだものを昭和49年に改築したもので、図書室、体育室、各種研修室などがあり、地域の行事

2-1-7 高齢者の社会参加の促進

明るく健やかな活力ある高齢社会を実現するに

は、高齢者が、これまで培った豊かな知識・経験・技能を生かしながら、生きがいを持って地域との関わりの中で暮らしていけるよう、社会参加のためのさまざまな活動を支援することが必要である。

そのため、高齢者に対して、札幌市シルバー人材センターへの運営費補助などの就業就労支援、札幌シニア大学、老人クラブなど高齢者団体への活動支援などを通じ、高齢者の社会参加の促進に努めている。

また、老人福祉センターの設置などにより、地域の高齢者に対し、健康増進、教養向上、レクリエーションの場を提供するとともに、老人休養ホームを設置し、低料金で健全な保健休養の場を提供している。

2-2 生活しやすく住みよいまち

2-2-1 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な相談、調査および保護等を行っている。道立女性相談支援センターが中心的機関であるが、札幌市では、各区の母子・婦人相談員が相談対応などにあたっている。

2-2-2 福祉のまちづくり

札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある方、高齢者などをはじめとして、だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めている。

また、市民、事業者とともに福祉のまちづくりを推進するための組織として、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置している。

2-2-3 バリアフリーの推進

すべての人にやさしい福祉都市を実現することを目的として平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定した。

また、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、20年度に「札幌市バリアフリー基本構想（令和4年度最終改定）」を策定した。

同条例及び基本構想に基づき、旅客施設や道路、公園、建築物等のバリアフリー化を一体的に進めている。

(1) 旅客施設

地下鉄駅や鉄道駅等について、段差解消やエレベーターの設置、バリアフリースイールの整備等を実施している。

地下鉄駅についてはすべての駅について平成23年度までに1基以上のエレベーターの整備が完了している。現在、30年度に改定された国のバリアフリー整備ガイドラインに基づき複数経路のバリアフリー化に向けてエレベーターの増設等に取り組んでおり、これまで、大通駅や琴似駅のエレベーターの増設及び南郷7丁目駅のエスカレーターを増設を行っている。

鉄道駅では、駅施設のバリアフリー整備に係

る事業費を補助しており、令和5年度より、JR発寒中央駅南口へのエレベーター設置に係る設計・工事を実施している。

(2) 道路

「札幌市バリアフリー基本構想2022」に基づく市内55地区の重点整備地区において、不特定多数の人が利用する施設間をつなぐ生活関連経路の勾配緩和や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進めている。令和6年度末までに生活関連経路約289kmのうち、約229kmの整備を行った。

2-2-4 雪対策の推進

札幌市はひと冬に5m近くもの雪が降るにもかかわらず、190万人以上の人口を抱える世界でも稀な多雪大都市である。そのため、冬期間における道路交通の円滑性・安全性の確保、また身近な生活環境の改善等は市政における重点課題の一つであることから、道路除雪を中心とする雪対策事業を推進してきた。近年では、札幌市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行や経済活動を支える生産年齢人口の減少などにより大きく変化しており、雪対策においても、これらを背景として除雪従事者の不足や高齢化など、さまざまな課題を抱えている。

そこで、社会環境が大きく変化する状況のなかであっても雪対策が抱える課題に対応し、市民の皆さんが将来にわたり安心して安全に冬を過ごすよう、10か年を計画期間とする「札幌市冬のみちづくりプラン2018」を平成30年12月に策定した。

(1) 札幌市冬のみちづくりプラン2018

- ア 視点1「安心・安全な冬期道路交通の確保」
- イ 視点2「除排雪作業の効率化・省力化」
- ウ 視点3「除排雪体制の維持・安定化」
- エ 視点4「雪対策における市民力の結集」
- オ 視点5「雪対策に関する広報の充実」

(2) 雪対策の現状

- ア 令和6年度の道路除雪実績
 - 年間降雪量：398cm（平年値479cm）
 - 車道除雪延長：5,461km

運搬排雪延長：1,672km
雪堆積場箇所数：82カ所
雪堆積場搬入量：1,458万立方メートル
凍結防止剤散布延長：736km

イ 令和6年度までの雪対策施設整備実績

流雪溝：8カ所
融雪施設：10カ所

ウ その他

融雪施設設置資金融資あっせん制度利用件数：31件（令和6年度実績）

(3) 市民との連携による事業の推進

市民の雪対策への関心・要望が依然として高く、その一方で、除雪従事者の不足など札幌市の除排雪を取り巻く環境が一層厳しさを増しており、さらには、少子高齢化の進行等により除雪に係る地域の負担感が増加するなどの新たな課題も生じている。

これらの課題解決に向けては、行政の力だけでは限界があり、これまで以上に地域力を活かした雪対策を進める必要があることから、学校や企業を含めた地域と行政との連携により、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取り組みを展開する「冬みち地域連携事業」を平成27年度から実施している。

この事業では、将来のまちづくりの担い手である“子ども”を中心として、住民・企業・行政の三者が互いに連携し合い、小学生を対象として除雪への理解を深めてもらう雪体験授業、学生や企業等が行う除雪ボランティア活動に対して除雪用具の貸出を行うボランティア支援、地域懇談会、公園の雪置き場活用など、地域と

の協働によるさまざまな取り組みを行い、除雪における地域力が高まることで、安心・安全で暮らしやすい冬みち環境の構築を目指す。

2-2-5 生活保護

生活保護制度は憲法第25条によって保障される生存権を実現するための制度であり、社会保障の根幹をなすものとしてその役割は大きい。

生活保護は、生活に困っている方の申請に基づき各区保健福祉部が調査を行い、資産や能力を生活の維持に活用し、扶養を受けられるとき及び他の法律に定める扶助があるときはそれらを受け、それでもなお国が決めた最低生活費より収入が少ない場合にその不足分を援助するものである。

札幌市の令和6年度の保護状況は月平均57,727世帯、71,203人、保護率では36.2%であり、平成9年度以降引き続き保護率は高い値で推移している。

2-2-6 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金その他の支援を行うもの。

札幌市では、法に定められた必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を行うほか、任意事業である居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施している。

2-2-7 応急援護資金貸付

低所得世帯が、不時の出費のため生活に困窮する場合、社会福祉協議会が臨時的な応急の資金を貸付けている。

貸付の窓口は、区社会福祉協議会に置かれている。

2-2-8 国民健康保険

国民健康保険制度は、被保険者が病気やけが、出産または死亡した場合、法に基づき必要な保険給付を行うものであり、昭和34年の事業開始以来、札幌市民の健康保持と福祉の増進に大きな役割を



砂入りペットボトル作製体験



除雪機械試乗体験



通学路危険場所マップ作製



市職員による除排雪の授業

▲雪体験授業の様子

果たしている。

近年、高齢化の進行に伴い医療費は高い状態にある一方、被保険者の所得は低く、財政運営は厳しいものとなっている。

このような状況のなか、国の財政支援の拡充とともに、北海道が財政運営の責任主体となり市町村と共に運営する国民健康保険の都道府県単位化が平成30年4月から始まり、国保運営の安定化に努めている。

(1) 加入状況

令和7年3月末現在における国民健康保険の加入世帯数、被保険者数は235,071世帯、314,339人となっており、全市民に対する加入割合は、世帯数23.34%、被保険者数は16.00%となっている。また、令和7年3月末における保険料負担が応益割のみの世帯（国民健康保険料所得割のかからない世帯）は全世帯の47.51%を占めており、財政基盤が弱いことを示している。

2-2-9 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、高齢化社会に対応した持続可能かつ公平でわかりやすい独立した制度と

して、老人保健法による医療制度にかわり平成20年4月から施行されている。

北海道においては、道内全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって、被保険者資格審査、保険料の賦課や医療給付を行い、札幌市が保険料の徴収や各種申請書・届出の受け付け、資格確認書の引渡しなどの窓口業務を行っている。

対象者は、老人保健制度と同じ75歳以上の方または一定の障がいのある65歳から74歳までの方とされており、令和7年3月末の被保険者数は、北海道内は924,189人、札幌市内は299,386人、北海道内に占める本市の被保険者の割合は、32.39%となっている。

2-2-10 介護保険制度の適切な運用

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い要介護高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者の介護を家族だけではなく、社会全体で支える仕組みが必要となっている現状を踏まえ、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスを提供する仕組みであり、平成12年4月から実施されている。

国民健康保険給付状況

(単位：千円)

年度	世帯数	被保険者数	件数	医療費			
				総額	保険者負担額	被保険者負担額	公費負担額
平成27年度	290,771	437,320	6,672,706	165,748,105	138,003,822	22,248,872	5,495,412
平成28年度	283,230	419,343	6,480,194	160,915,747	134,614,767	21,260,474	5,040,506
平成29年度	273,124	398,502	6,288,776	157,962,175	132,300,812	21,583,522	4,077,840
平成30年度	266,226	383,832	6,145,994	154,057,093	129,471,895	20,922,130	3,663,280
令和元年度	260,280	370,831	6,043,501	154,003,503	129,856,205	20,527,435	3,619,862
令和2年度	258,518	364,645	5,435,725	145,946,159	123,798,036	18,692,727	3,455,396
令和3年度	257,892	360,289	5,655,109	152,046,599	129,100,629	19,075,668	3,870,302
令和4年度	255,100	351,840	5,726,471	151,956,185	128,952,563	18,971,177	4,032,445
令和5年度	248,497	338,290	5,692,178	152,269,234	129,786,300	18,504,018	3,978,916
令和6年度	241,035	324,132	5,543,330	148,438,548	126,878,618	17,697,994	3,861,936

※世帯数、被保険者数は4月～3月の月平均。その他は3月～2月の各月の合計。

<資料> 保健福祉局保険医療部

国民健康保険収入状況

事務費関係を除く

(単位：千円)

各年度中

年度	総額	保険料	国庫支出金	繰入金等	その他
令和2年度	177,523,894	30,277,768	1,754,987	16,699,700	128,791,439
令和3年度	180,316,082	29,453,574	804,373	17,387,395	132,670,740
令和4年度	178,106,629	29,502,617	3,149	16,198,322	132,402,541
令和5年度	180,356,630	30,273,643	5,742	17,399,343	132,677,902
令和6年度	177,133,202	30,618,256	1,262	16,956,679	129,557,005

<資料> 保健福祉局保険医療部

(1) 介護保険制度の概要

ア 保険者

札幌市

イ 被保険者と受給権者

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	札幌市に住所を有する65歳以上の方	札幌市に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
受給権者	要介護者（寝たきり・認知症などで入浴・排せつ・食事などの日常生活動作について常時介護が必要な状態と認定された方） 要支援者（家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態と認定された方）	初老期認知症、脳血管疾患などの老化に起因した16の特定疾病による要介護者及び要支援者

ウ 第1号被保険者数

令和7年3月末現在

年齢区分	第1号被保険者数	割合 (%)
総数	560,617	100
65歳以上75歳未満（前期高齢者）	251,095	44.79
75歳以上（後期高齢者）	309,522	55.21

※小数点第二位を四捨五入しているため、各区分の割合を足しても100%とならない場合があります。

エ 要介護認定者数

令和7年3月末現在

区分	総数	要支援1	要支援2	要介護1
人数(人)	125,380	27,171	19,926	29,760
割合 (%)	100	21.7	15.9	23.7
区分	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数(人)	17,748	11,086	11,967	7,722
割合 (%)	14.2	8.8	9.5	6.2

※小数点第二位を四捨五入しているため、各区分の割合を足しても100%とならない場合があります。

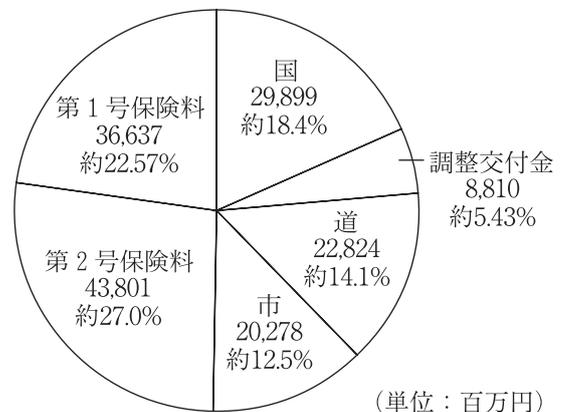
オ 令和7年度札幌市介護保険会計

総予算額（当初予算） 178,540,000千円

(ア) 介護給付費予算額 162,248,696千円

(イ) その他予算額（総務管理費など）
16,291,304千円

財源内訳



保険給付及び介護予防・生活支援サービスの内容

	区分	居宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス
生活・暮らし	要介護者 要支援者	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問通所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（要支援者を除く） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（要支援者を除く） ・通所リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ○短期入所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ○その他の在宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・居宅介護支援（要支援者を除く） ・介護予防支援（要介護者を除く） ○在宅介護の環境を整えるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の貸与 ・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 	<要介護者のみ> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	<要介護者のみ> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 <要支援者のみ> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
	介護サービス 予防・支援	要支援者 事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント 	

2-2-11 高齢者の在宅保健福祉サービスの充実

在宅の高齢者が、介護を要する状態になったり、状態が悪化したりすることのないよう、自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、札幌市では各種保健福祉サービスを実施している。

- (1) **ねたきりの方等を対象としたサービス**
在宅で生活しているねたきりの高齢者等の在宅生活の支援や福祉の向上を目的として、理美容サービス、紙おむつの支給を実施している。
- (2) **ひとり暮らしの高齢者を対象としたサービス**
ひとり暮らしの高齢者の自立生活の支援を目的として、配食サービス、あんしんコール事業などを実施している。

2-2-12 自立支援・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の改善、重度防止化に向けた取り組みを行っている。

- (1) **地域包括支援センターと介護予防センターの設置**
平成18年4月から、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、高齢者の相談窓口として地域包括支援センター、介護予防の拠点として介護予防センターを設置している。
 - ア 地域包括支援センター**
 - ・総合相談
 - ・消費者被害や高齢者虐待等の権利擁護に関する相談、支援
 - ・要支援1・2の方及び事業対象者のケアプランの作成、必要なサービス調整
 - ・関係機関とのネットワーク構築による支援体制の整備
 - イ 介護予防センター**
 - ・総合相談
 - ・介護予防教室の開催及び介護予防の普及・啓発
 - ・地域の介護予防活動の支援

(2) 介護サポートポイント事業

65歳以上の元気な高齢者が、介護サポーターとして介護施設等で行うボランティア活動に対してポイントを付与し、申請によりポイントに応じた現金を交付している。

2-2-13 認知症高齢者対策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症コールセンターを設置し、相談窓口の充実を図るとともに、認知症を理解し、地域で支える市民を増やすために、認知症サポーター養成講座を実施している。

また、行方不明の認知症高齢者の捜索に関わるネットワークシステムの整備を図るとともに、成年後見制度の利用支援や虐待防止等認知症高齢者の権利擁護に関する各種施策を推進する。

2-2-14 高齢者の福祉施設

高齢者が心身の状態、環境上、経済上の理由に応じて入所できる特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび生活支援ハウスが設置されている。今後とも増大する援護を必要とする高齢者に対し、在宅福祉サービスを充実しつつ、入所ニーズの的確な把握に努め、施設の整備を図る必要がある。

老人福祉施設の設置状況

令和7年4月1日現在		
施設の種類	施設数	定員
特別養護老人ホーム	96	7,513
養護老人ホーム	4	330
軽費老人ホーム	25	1,500

2-2-15 障がい者の在宅福祉サービス

(1) 身体障がい者福祉

札幌市における身体障害者手帳所持者数は、令和7年3月末現在、79,711人である。障がい種別で見ると、肢体不自由40,507人、内部障がい28,639人、聴覚・平衡機能障がい5,256人、視覚障がい4,488人、音声・言語・そしゃく機能障がい821人となっている。

身体に障がいのある方が、家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害者総合支援法による介

護給付費の支給（居宅介護、短期入所など）のほか、補装具費の支給、日常生活用具の給付などを行っている。

さらに、多様なニーズに応えるため、札幌市の単独事業として、パーソナルアシスタンス事業、障がい者等交通費助成や障がい者等通所交通費助成、あんしんコール事業、子どもの補聴器費用の助成などの在宅サービスを実施し、社会参加や日常生活の支援を図っている。

(2) 知的障がい者福祉

札幌市における療育手帳所持者数は、令和7年3月末現在、22,891人である。

知的障がいのある方が、家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害者総合支援法による介護給付費の支給（居宅介護、短期入所など）のほか、日常生活用具の給付などを行っている。

さらに、多様なニーズに応えるため、札幌市の単独事業として、障がい者等交通費助成や障がい者等通所交通費助成などの在宅サービスや見守りを実施し、社会参加や日常生活の支援を図っている。

(3) 精神障がい者福祉

札幌市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年3月末現在、35,795人である。

緊急の精神科治療に対応するため、平成16年6月から、札幌市精神科救急情報センターを開設したほか、精神障がいのある方が、家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害者総合支援法による介護給付費の支給（居宅介護、短期入所など）を行っている。

また、精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療や災害に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができる「こころの安心カード」を平成26

年4月から導入している。

さらに、社会参加の促進を図るため、札幌市の単独事業として障がい者等交通費助成をはじめ、障がい者等通所交通費助成などを実施し、社会参加や日常生活の支援を図っている。

2-2-16 重度心身障がい者医療費助成

重度の障がいのある方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年10月から医療費の一部を助成している。

ア 助成対象者

主として生計を維持する方の所得が限度額未満で、次のそれぞれに該当する方。

- (ア) 身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級については内部障がいに限る）の身体障害者手帳を持っている方。
- (イ) 知的障がいのある方で、「A」と判断された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方。
- (ウ) 精神障がいのある方で、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

イ 助成内容

次の費用を除く保険診療の自己負担額を助成している。

<除かれる費用>

- ・ 医科580円、歯科510円、柔道整復270円の初診時一部負担金または医療費の1割（負担上限あり）。
- ・ 入院時の食事療養及び生活療養に係る費用など

HP <https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryoyoyosei/judo.html>

重度心身障がい者医療費助成状況

各年度中

年 度	受給者数 ^{*1}			助成件数	助成額 (千円)	1人当たり助成額 (円)
	総 数	65歳未満	65歳以上			
令和4年度	39,562	13,795	25,767	950,466	4,148,832	104,869
令和5年度	39,061	13,655	25,406	1,041,427	4,307,966	110,288
令和6年度	38,721	13,468	25,253	1,037,003	4,394,208	113,484

注：月平均受給者数である。

<資料> 保健福祉局保険医療部

2-2-17 難病患者への支援

難病に関する医療の確立と患者の医療費の負担軽減を目的として、「特定医療費（指定難病）支給」や「小児慢性特定疾病医療費支給」の認定給付、「特定疾患治療研究事業」等の申請受付を行っている。

また保健師による相談や訪問指導、難病に関する知識の普及啓発などを実施している。

さらに、社会参加の促進を図るため、札幌市の単独事業として、障がい者等通所交通費助成などを実施し、社会生活や日常生活の支援を図っている。

2-2-18 障がい者の地域生活支援体制

障がいのある方の福祉に関する諸問題の解決に向けて、身近な地域で障がいのある方からの相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援などを行う必要がある。そのため、障がい者（児）を対象に総合的な相談・支援を行う「障がい者相談支援事業」及び障がい児を対象として専門的な療育支援等を行う「障がい児等療育支援事業」を実施している。

また、障害者総合支援法による福祉サービスとして、単身生活が困難な方に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上必要とされる援助や介護の支援を行う共同生活援助（グループホーム）を実施しており、今後も地域生活の場の確保に努めていく。

2-2-19 障害者総合支援法

障がいのある方や難病の方が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月に施行された。

サービスの体系は、介護給付や訓練等給付、自立支援医療など、国が定める「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」に分類される。

札幌市では、共生社会の実現を基本理念とした「さっぽろ障がい者プラン2024」（計画期間：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）を策定しており、プランに基づき、自立支援給付等のサービスを総合的に実施することを通じて、障がいのある方の地域生活を支援している。

自立支援給付

介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援
訓練等給付	自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助
自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院医療
その他	計画相談支援、地域相談支援、補装具費

地域生活支援事業

相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、その他の日常生活又は社会生活支援

2-2-20 障がい（児）者の福祉施設

障がいの種類や程度に応じた各種福祉施設のほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所その他の施設により、生活の場の提供や日常生活訓練、児童療育、就労訓練等が行われている。

市内障がい（児）者の福祉施設等の設置状況

令和6年4月1日現在

施設の種類	施設(事業所)数	定員
障害者総合支援法に基づく施設・事業所		
障害者支援施設	28	1,326
障害福祉サービス事業所	-	-
療養介護	4	506
生活介護	202	5,118
短期入所	162	1,333
共同生活援助（グループホーム）	362	6,386
宿泊型自立訓練	7	119
自立訓練（機能訓練）	9	163
自立訓練（生活訓練）	34	431
就労移行支援	72	963
就労継続支援A型	138	2,423
就労継続支援B型	584	11,779
就労定着支援	46	-
自立生活援助	10	-
特定相談支援	187	-
障害児相談支援	148	-
障害福祉サービス以外の居住型施設		
福祉ホーム	3	37
児童福祉法に基づく施設・事業所		
障害児入所施設	-	-
福祉型障害児入所施設	3	128
医療型障害児入所施設	5	566

障害児通所支援事業		
児童発達支援（児童発達支援センター含む）	42	531
放課後等デイサービス	107	1,108
居宅訪問型児童発達支援	10	-
保育所等訪問支援	62	-
児童発達支援事業・放課後等デイサービス（多機能型）	549	6,198
医療型児童発達支援	3	100
その他		
発達障害者支援センター	1	

<資料> 保健福祉局障がい保健福祉部

2-2-21 子ども発達支援総合センター（ちくたく）

札幌市子ども発達支援総合センターは、子どもの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療・福祉の一元的な支援を目指すために、種類の異なる施設が集まった複合施設である。

児童精神科、小児科及び整形外科等を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設、福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前の子どものための通所部門として児童発達支援センターがある。なお、みかほ整肢園は、令和2年4月1日より指定管理者による管理を行っている。それぞれの部門が協働しながら一人ひとりの子どもに対して必要な支援を考えていく施設である。

令和6年度 外来患者数

施設名称	年間延外来患者数(人)
子ども心身医療センター	18,663
発達医療センター	3,854
合計	22,517

令和6年度 入所・通所施設利用状況

施設の種類の	事業所数	年間延利用者数(人)
児童心理治療施設	1	2,633
福祉型障害児入所施設	1	4,480
児童発達支援センター	3	6,889

2-2-22 国民年金等

(1) 国民年金

昭和34年に創設された国民年金制度については、その事務・事業の多くを国（旧社会保険庁）からの機関委任事務として市町村において執行していたが、地方分権一括法の施行に伴い、平成14年4月以降、保険料の徴収など事務の多くが国へ移管された。

平成22年1月からは、社会保険庁の廃止に伴

い発足した日本年金機構（非公務員型の公法人）が公的年金に係る一連の運営業務（適用、徴収、記録管理、相談、決定、給付など）を担っている。

市町村においては、第1号被保険者に関する届出・申請の受付及び一部の年金給付に係る裁定請求等の受付に関する業務を担当している。

(2) 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活の支援を図ることを目的に、給付金（基準額、5,450円/月）を支給する制度で、令和元年10月から制度が開始された。

給付金に係る一連の業務については、日本年金機構が担っており、市町村においては、給付金請求者の所得情報の提供や給付金に係る請求及び諸届の受付業務など一部の業務を担当している。

札幌市における主な年金関係の受付件数

令和6年度末

加入届出等受付件数	37,937
免除申請等受付件数	28,742
裁定請求等受付件数	1,185
相談等件数	50,827

<資料> 保健福祉局保険医療部

<参考>

被保険者の状況		令和6年度末			
人口1) (A)	被保険者数				加入率 (B)/(A)
	総数(B)	第1号	任意	第3号	
1,953,181	339,543	220,585	4,367	114,591	17.4%

注：1) 住民基本台帳ベースである。

国民年金の被保険者	
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で第2号・第3号被保険者以外の方
第2号被保険者	会社員・公務員など厚生年金や共済組合の加入者
第3号被保険者	20歳以上60歳未満で第2号被保険者に扶養されている配偶者
任意加入	海外に居住しているなど、国民年金加入の義務は無いが、申出により加入している方（他にも条件あり）

2-2-23 住宅状況と住宅施策

(1) 住宅状況

本市の人口は戦後の経済復興とその後の高度経済成長により、社会増を中心に急激に増加し、昭和30年代から40年代後半にかけては年間4万人前後の増加をみた。こうした人口の増加は、同時に大量の住宅需要をもたらし、戦後から40年代前半までは慢性的な住宅不足の状態にあった。その後、高度経済成長を反映した民間の住宅建設や公的賃貸住宅供給の諸施策によって、48年の住宅統計調査の結果では住宅戸数が世帯数を上回り、本市の住宅不足は数の上では解消した。

以降、年間3万戸前後の住宅建設が続き、昭和62年から平成2年には内需拡大や低金利を背景に年間4万戸を超える着工があったが、その後は落ち着き、近年では1万から2万戸で推移している。

本市の住宅状況を所有関係別に見ると、持ち家が約5割、民間借家が約4割となっている。特に、全国平均に比べて民間借家の比率が高いのが特徴である。建て方別では、年々共同住宅の割合が増大しており、住宅総数の6割を超えている。

(2) 住宅施策

本市の戦後の住宅政策は、人口増加により増大し続ける住宅需要に対応するために、公営住宅をはじめとする住宅の供給に主眼が置かれてきた。

住宅の供給量が充足した昭和50年以降は取組の方向性を「量的確保」から「質の向上」に移し、規模や設備面において適正な水準の住宅の供給を進めるとともに、近年では良質なストック形成に向けて、省エネ化や耐震化のための制度の普及に取り組んでいる。

また、少子高齢化の更なる進行や将来的な人口減少が見込まれるなどの社会経済情勢の変化や国の計画改定の状況等を踏まえ、平成30年に策定した「札幌市住宅マスタープラン2018」では、「未来につなぐ安全・安心な住まいづくり」を理念として、より良い住まいづくりを進めることとし、次の3つの基本目標を設定している。

- ・暮らしを支える住宅セーフティネットの構築
- ・良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継
- ・良好な住環境の形成

2-2-24 住宅セーフティネットの構築

高齢化の進行等により、更に増加すると見込まれる高齢者や障がいのある方等の住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）に対して、賃貸住宅にスムーズに入居するための支援を行うため、令和2年1月に札幌市居住支援協議会を設立した。

この札幌市居住支援協議会は、札幌市（住宅部局・保健福祉部局等）・不動産関係団体・福祉関係団体等で構成されており、令和6年度はイベントへの出展、居住支援法人を紹介するガイドブックの作製、研修会の開催などを通じて、居住支援に関する取組の周知や普及啓発を行った。

また、住宅確保要配慮者向け相談窓口「みな住まいる札幌」では、令和2年4月に設置し、住宅情報、生活支援サービス、福祉相談窓口等の紹介など、令和6年度は計1,185件の相談を受けた。令和7年度からは市役所2階に相談窓口を移転した。

2-2-25 市営住宅等の整備

(1) 市営住宅の概況

本市では、令和7年3月末で26,071戸の市営住宅を管理しており、もみじ台、青葉、ひばりが丘といった大規模団地が多い厚別区に、全市の35%が集中している。

バリアフリー対策を進めており、昭和56年度からこれまでに337戸の車いす用住宅を整備しているほか、近年の新設団地では、すべての住戸で手すりの設置や段差解消等を行っている。

なお、人口急増期に大量に建設された住棟の老朽化が進んでおり、更新時期を迎えている。今後、計画的な建替えのほか、修繕・改善を行って建物の長寿命化を図り、有効活用していくことが必要となっている。

市営住宅の着工戸数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	0	60	80	72
新 規	0	0	0	0
直接建設	0	0	0	0
借 上	0	0	0	0
建 替	0	60	80	72

<資料> 都市局市街地整備部

(2) 市営住宅の整備

建築年数の経過により、建物の老朽化が進むとともに居住水準の低い住戸が存在するため、居住水準の向上、省エネルギー、バリアフリー対応、耐久性の確保等を目的として、市営住宅の建替えを実施している。

ア 発寒団地（建替）

- 位置：西区発寒11条5丁目ほか
 - 事業期間：（1期目）
平成27（2015）年度～
令和8（2026）年度（予定）
 - 戸数：建替前 10棟235戸
建替後 5棟235戸
- * 建替事業を2期に分けて実施予定

イ 伏古団地（建替）

- 位置：東区伏古3条3丁目ほか
- 事業期間：平成30（2018）年度～
令和16（2034）年度（予定）
- 戸数：建替前 18棟690戸
建替後 14棟530戸

ウ 美香保団地（建替）

- 位置：東区北17条東12丁目ほか
- 事業期間：令和6（2024）年度～
令和19（2037）年度（予定）
- 戸数：建替前 10棟399戸
建替後 6棟341戸

エ 月寒団地（A-E）（建替）

- 位置：豊平区月寒東1条11丁目ほか
- 事業期間：令和7（2025）年度～
令和34（2052）年度
- 戸数：建替前 23棟790戸
建替後 14棟728戸

(3) 市営住宅の管理

市営住宅の管理は入居者の募集・決定、家賃の決定、徴収等の人的な管理と土地・建物の保全、改修等の物的な管理がある。効率的できめ細かな維持管理を行うため、人的な管理は、一般財団法人札幌市住宅管理公社に委託し、物的な管理は、民間業者を指定管理者に選定して行わせている。

市営住宅の管理戸数

各年度末現在

種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	27,013	26,714	26,694	26,526	26,486	26,071
公営住宅	26,125	25,826	25,742	25,610	25,570	25,191
改良住宅	888	888	952	916	916	880

<資料> 都市局市街地整備部

(4) サービス付き高齢者向け住宅

平成23年10月の高齢者住まい法改正により、高齢者賃貸住宅制度を整理統合し、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が設けられた。

サービス付き高齢者向け住宅は、60歳以上の高齢者などが安心して居住できるよう、バリアフリー構造・安否確認や生活相談サービスの提供が必須とされた住まいであり、276棟14,359戸が登録されている（令和6年度末時点）。

また、法改正前の高齢者賃貸住宅制度に基づき、2棟137戸が供給されている高齢者向け優良賃貸住宅については、所得が一定基準以下の入居者に対し、市から家賃の一部補助を行っている。なお、これら2棟についてもすべてサービス付き高齢者向け住宅として登録されている。

2-2-26 住宅に関する助成制度等

(1) 住宅に関する貸付・補助

ア 貸付

災害を受けた住宅の補修等に必要な資金の一部を貸付

イ 補助

一定の省エネ改修やバリアフリー改修工事費用の一部、高断熱・高気密住宅の新築工事費用の一部を補助

(2) 木造住宅耐震化促進事業

札幌市内にある木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震化に関する無料相談窓口等による普及啓発や、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、無料で耐震診断を実施し、また、耐震設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を補助している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/mokuzou.html>

2-2-27 その他の生活基盤施設

(1) 火葬場・墓地

ア 火葬場

本市には、里塚斎場（昭和59年7月開設・30炉）と山口斎場（平成18年4月開設・29炉）の2カ所の火葬場がある。

火葬場は市民生活に無くてはならない施設であることから、将来にわたり円滑に火葬業務を行うために、施設や設備機器の整備を計画的に実施するとともに、火葬によるダイオキシン類の発生を防ぐなど環境面へも配慮している。里塚斎場は、施設の老朽化のため平成19、20年度の2年間で全面休場とし、建物、火葬炉設備などの大規模改修工事を行い、21年4月に再開した。山口斎場は、高齢化の急速な進行に伴う火葬件数の増加に対応するとともに、大規模災害時の火葬場被災に備えた施設の分散化や、北部・西部方面の市民の利便性向上を図ることを目的に、本市初のPFI事業として整備された。本施設は、ユニバーサルデザインを積極的に採用するとともに、雪冷房システムにより自然エネルギーの有効利用を図るなど、民間事業者による創意工夫が活かされた施設となっている。

イ 市営墓地

本市では、里塚・平岸・手稲平和の3カ所の霊園（公園式墓地）と古くからの墓地（円山墓地など17カ所の墓地）の計20カ所の市営墓地を管理している。

平岸霊園内には、合葬式の墓である合同納骨塚を設置し、市民の方々の利用に供している。

ウ 民間墓地、納骨堂

宗教法人等が墓地又は納骨堂を経営する場合には、墓地、埋葬等に関する法律に基づく許可が必要となる。本市では、平成29年に「札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定し、同条例に基づく許可手続や墓地・納骨堂に関する施設の構造基準に合致するよう指導している。また、許可の際には、同条例に基づく附属機関として設置した審議会において、安定的かつ永続的な墓地等の経営が行える計画かどうか、いわゆる名義貸しが行われていないかどうかなどを確認するため、申請者の財務状況等の審査を行っている。

エ 今後の火葬場・墓地のあり方に係る取組

札幌市は今後、少子高齢化等が進むことに

伴い、団塊の世代などの人口の多い世代が寿命を迎えられ、亡くなる方が多くなる「多死社会」が訪れることが避けられない状況である。

多死社会においては、件数増加による火葬待ち、無縁墓や孤立死の増加など葬送に関する問題が深刻になることが想定される。このような問題による市民の不安を解消し、いつか誰もが関わる「火葬」や「お墓」のことを自分事として考えるきっかけとするため、令和2年3月に「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」を策定した。

また、令和4年3月には、基本構想で掲げるビジョン「みんなが尊厳ある葬送を実現できるまち～葬送に不安なく、安心して暮らし続けるために～」を実現するため、この基本構想に基づく取組を具体化した「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」を策定した。

(2) 動物愛護管理センター（あいまる さっぽろ）

動物愛護管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する業務や狂犬病の予防などに関する業務を行っている。

ア 犬・猫などの適正な飼養などに関する普及啓発、指導

(ア) 動物愛護管理センターの多目的ホールを利用した講習会

「ワンちゃんとの楽しい暮らしのために私たちが考えなければならないこと」「はじめての保護猫セミナー」などの適正飼養の普及啓発や譲渡促進を目的とした講習会などを実施している。

(イ) 狂犬病予防啓発イベント

地下歩行空間などで狂犬病予防注射や適正飼養に関する啓発を行っている。

(ウ) どうぶつあいご教室

幼児期の情操教育及び動物愛護の精神の涵養のため、幼稚園や保育園で開催している。

(エ) 公園散歩講座

市内大規模公園にて、公園における犬の飼い主のマナー啓発、飼養相談などの事業を行っている。

(オ) 動物愛護週間事業（9月20日～26日）

動物愛護フェスティバル、小動物慰霊の日、どうぶつの本の世界（市立図書館での動物に関する本の展示）などの行事を行っている。

(カ) 市民相談対応

近隣住民が飼養する動物や、飼い主のいない猫への餌やり等についての相談を受け、飼い主等に対する指導を実施している。

イ 動物の収容等

(ア) 主不明犬猫・負傷動物の収容業務

放れている犬の捕獲、主不明の犬猫の引取り、負傷した犬猫などの収容・治療、これらの動物の返還・譲渡を行っている。

(イ) 飼い主からの犬猫の引取り業務

やむを得ない事情により飼い主が飼えなくなった犬猫の引取り、収容及び譲渡等を行っている。

(ウ) 飼い主さがしノート

飼養動物を飼えなくなった飼い主と新しく動物の飼養を希望する方との情報交換を支援するための台帳を運用している。

令和3年度から、対象を拡大し、犬猫以外の哺乳類・鳥類・爬虫類についても掲載を可能とした。

ウ 動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可

エ 犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

生後91日以上の子犬の登録に伴う鑑札の交付及び年1回の狂犬病予防注射の注射済票の交付を行っている。

オ 動物の火葬

市民の飼養動物が亡くなった際、有料で火葬を実施しているほか、路上等の公共の場所で死亡した野生動物等の火葬を行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/inuneko/index.html>

(3) 精神医療審査会

精神科病院に入院中の方の入院届等の書類審査や、退院・処遇改善請求について審査する精神医療審査会の事務を行っている。

(4) 精神科救急情報センターの運営

夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神医療相談を、電話にて受けている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/about/>

(5) 自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳の審査判定及び支給（交付）認定事務を行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/about/>

(6) 自殺総合対策

「札幌市自殺総合対策行動計画2024」に基づき、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に、相談支援、人材養成、普及啓発等を行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/>

(7) 依存症対策

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族が地域で適切な支援・治療が受けられるよう、相談・治療拠点の整備、人材養成及び民間団体・関係機関との連携により、地域支援体制を構築している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/izonsyoutaisaku.html>

(8) ひきこもり支援

札幌市ひきこもり地域支援センター及びひきこもりに関する集団型支援拠点「よりどころ」を設置し、ひきこもりの状態にある本人やその家族等に対する支援を行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/hikikomori/>

2-2-29 第2次札幌市ICT活用戦略

まちづくりにおけるICTやデータの利活用を積極的に進めるための指針として、令和7年3月に

2-2-28

こころの健康づくりの推進

(1) 精神保健福祉相談

心の健康づくりに関する電話相談のほか、依存症などの相談を予約制で行っている。

なお、各区役所保健福祉課においても精神保健福祉相談を行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/counseling/>

(2) 精神保健福祉に関する知識の普及

こころの健康や精神保健福祉に関する調査研究、普及啓発、研修等を行っている。

「第2次札幌市ICT活用戦略」を策定した。

この戦略では、基本理念「誰もが最適なサービスが受けられ、デジタルの利便性が実感できる「ひと」が中心のデジタル改革」の実現に向け、「行政」、「産業」、「地域」の3つの分野を設定し、各分野のデジタル変革の推進に横断的に寄与する「市民と行政の接点（フロントヤード）の変革」、「官民データ連携の推進」、「デジタルワーク環境の整備」といった3つのリーディングプロジェクトを強力に推進している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/ictplan/>

2-2-30 行政の情報化

本市では各業務において、情報システムやクラウドサービスを導入して市民サービスの向上や業務の効率化を実現するなど、さまざまな情報技術を活用している。

(1) 情報技術の活用に関する評価体制

情報システムの開発・改修、クラウドサービスの利用など、情報技術を活用するに際し、適正かつ計画的な実施を図るための評価体制を構築している。手法や費用、情報セキュリティ対策の妥当性について、外部の専門家を活用しながら事前に精査すると共に、全体最適化や国の示すサービス設計12か条といった観点から、DXや市民サービス向上の余地がないかを評価する。

全庁横断的な施策を実施する場合には、関係部長又は局長を構成員とした会議を開催して課題検討及び審議決定できる体制を整備している。

(2) 情報セキュリティポリシーの運用

札幌市職員が取り扱う情報には、市民の個人情報など、外部への漏えい等が発生した場合に極めて重大な影響を及ぼす情報が含まれているものもある。そこで、これらの情報をさまざまな脅威から守ることをはじめとして、札幌市職員が市民の情報を適切、かつ安全に取り扱い、市民が安心・信頼して行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティポリシーを制定し、平成16年8月1日から運用を開始した。

【札幌市情報セキュリティポリシーホームページ】

HP <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/policy/>

(3) 総合行政情報システム

総合行政情報システムは、ITを活用して内部事務を集約したものであり、次のような機能を提供している。

ア 共通基盤機能（職員認証、業務ポータル、運用管理等）

各システムが同じようにもつ機能は「共通基盤」として効率的に整備した。

イ 各業務システム（文書管理、財務会計、契約基本）

平成18年度から本格運用を開始している。

なお、稼働開始から10年以上経過したことによる老朽化に対応するため、令和元年度から4年度まで再構築を行った。

(4) 全庁的なネットワークの整備

行政事務の効率化、市民サービスの向上を図るためには、情報の共有、即時性のある連携が重要であり、それらを実現するために本庁舎、区役所及び教育委員会内のLAN（組織内ネットワーク）とこれらを結ぶ高速デジタル回線を敷設して、平成4年2月から利用を開始した。

さらに、平成10年度には、より高度な情報化を推進するために、本庁舎と区役所やその他の庁舎を光ファイバー等で結ぶ「基幹情報ネットワーク」の構築に着手して、12年度から本格運用を開始している。

また、平成16年度からは、機器の更新に併せて回線二重化範囲の拡大及び機器構成の見直し等を行っており、今後も、これまで構築したネットワークをベースに、信頼性の高いネットワークの整備を進めていく。

(5) 情報化の基盤

—イントラネットからNEWSネットへ—

平成10年度から整備の始まった本市の庁内情報通信ネットワーク（イントラネット）には、令和7年7月現在で14,781台のパソコンを接続しているが、令和4年度より、行政手続のオンライン化、働き方改革や業務継続のためのテレワークなど、日々増大する自治体への新たな時代の要請を踏まえて、セキュリティの強化及び利便性向上、並びに、クラウドサービス活用による市民サービス提供の迅速化・高品質化を図るために、ネットワークの再構築を進めてきた。そして、令和7年9月よりイントラネットに代わる新しい庁内情報通信ネットワーク（通称「NEWS（ニュース）ネット」）の全

庁利用を開始し、電子メール等のコミュニケーション手段や電子文書の格納先としてGoogle Workspaceの全職員による利用を開始した。NEWSネットには300台のノートパソコンが無線LAN環境で接続されているほか、イントラネット上のパソコンから仮想デスクトップ経由で利用できる環境としているが、令和9年度末のイントラネット終了に向けて、順次無線LAN接続環境へのパソコン移行を進めていく。

(6) マイナンバー制度への対応

社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）は、すべての国民に「マイナンバー（個人番号）」を付番し、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野で利用することで、国民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目指すものである。

制度を運用するにあたり、マイナンバーを含む個人情報を適正に取り扱うために、制度上で義務付けられた措置を各業務で講じるとともに、必要なシステム整備を行っている。

また、マイナンバーカードを活用した手順のオンライン化や、手続き時の添付書類の省略などにより、市民の利便性向上を進めている。

2-2-31 さっぽろ医療計画

人口減少や少子高齢化等社会環境の変化に伴い、市民の医療ニーズや疾病状況等もまた急速な変化が予想される中、札幌市の医療の現状や特性

等を踏まえた的確な対策をとっていくことは重要な政策課題の一つである。

このため、将来を見据えた札幌市の目指すべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した「さっぽろ医療計画」を平成24年3月に策定した。

その第三ステップである「さっぽろ医療計画2024」では、市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立を基本理念に、地域における医療連携の推進など、医療施策のさらなる推進を目指している。

2-2-32 医療施設の現況

本市には、高度医療研究機関・医師養成機関である2つの特定機能病院をはじめ、多くの専門医療機関が立地しており、北海道における高度、先進的医療技術の中核的役割を担っている。

市内の医療施設は令和7年3月31日現在、病院が198施設、一般診療所が1,494施設、歯科診療所が1,190施設あり、全道の約4割を占めている状況にある。

札幌市内における医療施設数及び病床数

各年3月31日現在

年次	病院		一般診療所		歯科診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
令和5年	199	36,571	1,483	1,909	1,214	14
6年	199	36,446	1,493	1,869	1,213	14
7年	198	36,124	1,494	1,780	1,190	14

市立札幌病院の施設規模及び診療科

令和7年4月1日現在

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	診療科
市立札幌病院 ¹⁾	札幌市中央区北11条西13丁目	43,842	64,554 ¹⁾	呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・免疫内科、血液内科、精神神経科、小児科、新生児科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科
				心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、臓器移植外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・甲状腺外科、リハビリテーション科、感染症内科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、緩和ケア内科、歯科、口腔外科、病理診断科、救命救急センター

注：1) 感染症病棟を含む。
 <資料> 病院局経営管理部

2-2-33 医療の安全確保対策

病院、診療所、薬局、医薬品販売業などの施設において、より安全で良質な医療を市民に提供するため、「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等に基づく許可業務等を行うとともに、立入検査を実施している。

また、医療の安全に関する情報提供及び意識啓発などを目的として医療安全相談窓口（平成16年度開設）及び有識者等で構成される医療安全推進協議会（18年度設置）からなる札幌市医療安全支援センターを設置している。

令和6年度は、相談窓口で市民からの医療に関する相談2,086件に対応するとともに、医療安全推進協議会の会議を開催し、本市の医療安全施策に対し提言や助言を受けている。

2-2-34 市立札幌病院

市立札幌病院は、明治2年に開拓使に診療所として設置されて以来、150年を超す歴史を有する地域の中核医療機関である。現在33の診療科を持ち、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、精神医療センター、感染症病棟など、高度な医療機能を複数有しているほか、地域がん診療連携拠点病院として多くのがん患者の治療や緩和ケアにも取り組んでいる。

市立札幌病院の病床数及び患者数

各年度中

年 度	市立札幌病院		
	病床数	1日平均患者数	
		入院	外来
令和元年度	672	551	1,253 ¹⁾
2年度	672	383	1,044
3年度	672	384	1,005
4年度	672	457	1,070
5年度	672	490	1,051
6年度	672	520	1,058

注：1) 令和元年度より算出方法変更
 <資料> 病院局経営管理部

また、国が推進している地域の医療機関と大規模総合病院の役割分担のため、当院は主に急性期患者の入院治療や手術を担う地域医療支援病院に指定されている。この役割を果たしていくため地域連携センターを設置して、地域の医療機関との連携強化に努めつつ、多くの診療科で原則紹介制を導入し、新規患者の制限と他院からの紹介患者

への治療に注力することとしている。

市民のため「最後のとりで」として地域医療を支える使命を果たすため、「市立札幌病院中期経営計画2025」（計画期間：令和7年度から12年度まで）を策定し、医療の質の更なる向上を実現しつつ、経営の健全化を目指す取組を進めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/hospital/>

2-2-35 救急医療体制

救急患者に適正な医療を迅速に提供するため、土曜午後・休日の救急当番制度や夜間急病センターなどの初期救急医療体制のほか、入院治療や救命救急に対応する二次救急医療体制、三次救急医療体制の整備・充実を図っており、休日救急当番などの情報を新聞やインターネットにより広く提供している。また、24時間365日、医療機関案内や、相談者の症状に応じ119番転送や医療機関受診の助言を行う「救急安心センターさっぽろ」を平成25年10月に開設したほか、産婦人科については、19時から翌朝9時まで助産師による「産婦人科救急相談電話」を実施している。なお、これらの窓口では、英語、中国語、韓国語等の全21カ国語に対応している。

